

11 .女性関連施設における相談事業(概要、横浜市男女共同参画相談センターの例)

1. 男女共同参画・女性のための総合的な施設(女性センター等)数(平成 13 年 4 月現在)

47 都道府県中 43 ヶ所に設置

3249 市町村中 190 ヶ所に設置

2. 相談事業の概要

<p>相談方法、相談等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 女性関連施設のうち、相談事業を実施しているのは、71. 0%・ 相談方法としては、電話相談 86. 2%、面接相談 88. 2%が主流だが、インターネット相談も2施設で実施。・ 「女性のための総合相談」「女性の生き方相談」など一般的な相談のほか、「法律相談」「健康相談」「就業相談」など分野を特定しての専門相談を実施。なかには「苦情相談」「人権相談」「行政相談」をあげている施設も。・ 期間を限定して特定テーマで実施する特別相談も 34 施設で実施。テーマはメンタルヘルス、労働相談、法律相談、結婚・離婚、男性相談など多岐。
<p>相談内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 寄せられる相談内容としては、生き方一般に関する相談(96. 7%)、女性への暴力(87. 5%)、育児・子育て相談(82. 2%)、仕事に関わる相談(同左)が多いが、法律、経済、人権、外国人女性に関する相談も寄せられている。・ 男性からの相談を受けている施設は 56. 6%。他は行政の一般相談窓口やメンズリブなど民間男性相談機関を紹介している。

※相談事業の概要の調査実施・対象等

出典は全国女性会館協議会が 2001 年 3 月に作成した「女性関連施設に関する総合調査～情報・相談事業に関する調査」からの抜粋。調査では、全国の女性関連施設(女性センター、婦人会館、男女共同参画センター等)258 施設に対してアンケート調査を実施。有効回答 214 施設(82. 9%)。